

労働保険事務組合に加入しませんか？

従業員を一人でも雇っている事業主は労働保険への加入が法律で義務付けられています。松原商工会議所の労働保険事務組合(厚生労働大臣が認可)に加入し、事務負担を軽減しませんか？この組合に加入すると、時間の節約だけでなく、下記のような大きなメリットがあります。

労働保険事務組合とは…

事業主の委託を受けて労働保険の事務処理を行う厚生労働大臣の認可を受けた中小企業主の団体です。

事務委託のメリット

- ① 本来労災保険に加入できない、事業主・家族従業員・法人の役員が特別加入できます。
- ② 労働保険料の金額に関係なく、3回に分けて納付できます。(本来、40万円未満は一括で納付。)
- ③ 労働保険料の申告納付等を自社で行わないので事務負担が軽減する。

※委託を受ける場合には当所会員様であることが必要です。

また、労働保険事務組合の委託手数料として、3口(1口4,000円)

の上乗せ会費をいただきます。

◎ 委託できる事業主

常時使用する労働者の数が300人未満です。

(卸売・サービス業については100人、金融・保険・不動産・小売業については50人)

お問合せ：詳細は松原商工会議所中小企業相談所までお願いします。

建設業の『一人親方組合』労災保険・特別加入制度

南河内エリアの商工会・商工会議所では、建設の事業を行う一人親方の皆さんを対象に『労災保険・特別加入制度』の加入手続き等の事務代行を行っております。

仕事中のケガ・事故への備えは万全ですか？

（建設業の一人親方）労災保険・特別加入のご案内

労災保険は、労働者の業務上の負傷・疾病・障害・死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。

●加入できる方

労働者を使用しないで建設の事業（大工・左官・鳶の方など）を行うことを常態とする一人親方およびその事業に従事する家族

●補償の対象とする範囲

- ◎請負契約に直接必要な行為
- ◎請負工事現場における作業および準備・後片付け、資材購入などの行為
- ◎請負契約に基づく明らかな作業を自家内作業場において行う加工作業
- ◎請負工事にかかわる機械および製品を運搬する作業およびこれに直接付帯する行為を行う場合等

●委託できる事務

- ◎労働保険料の申告および納付に関する事務
- ◎労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

●主な労災保険給付

保険給付の種類	支給要件
療養（補償）給付	業務災害・通勤災害により医療機関等で療養を受けたとき
休業（補償）給付	傷病の療養のため入院または安静が必要で、労働に従事することができないと医師が認めたとき
障害（補償）給付	療養が終了し、身体に一定以上の障害が残ったとき
遺族（補償）給付	業務災害・通勤災害により死亡したとき

これ以外に傷病（補償）年金・介護（補償）給付・葬祭料（葬祭給付）の給付があります。給付には一定の要件があります。詳しくは各商工会、商工会議所及び監督署にお問合せください。

●年間保険料

平成21年4月現在

年間保険料	給付基礎日額
173,375 円	25,000 円
166,440 円	24,000 円
152,570 円	22,000 円
138,700 円	20,000 円
124,830 円	18,000 円
110,960 円	16,000 円
97,090 円	14,000 円
83,220 円	12,000 円
69,350 円	10,000 円

年間保険料	給付基礎日額
62,415 円	9,000 円
55,480 円	8,000 円
48,545 円	7,000 円
41,610 円	6,000 円
34,675 円	5,000 円
27,740 円	4,000 円
24,272 円	3,500 円

※給付基礎日額とは保険給付を受ける際、計算の基礎となる金額です。

●特別加入時の健康診断

粉じん作業を行う業務、振動工具使用の業務、鉛業務、有機溶剤業務を行う事業の方は、事前に健康診断の受診が必要となる場合がございます。

なお、この場合の健康診断に要する費用は国が負担しますが、交通費は自己負担となります。

●委託手数料

月額/1,000 円（別途、商工会・商工会議所に加入していただくことが必要となります）

お問合せ：詳細は松原商工会議所中小企業相談所までお願いします。

TEL：072-331-0291